
**旧那岐小学校改修事業設計業務
簡易公募型プロポーザル実施要領**

令和2年度(2020年)

智頭町企画課

目 次

1 プロポーザルの概要	3
2 主催者及び事務局	5
3 審査委員会	6
4 選定概略	6
5 実施スケジュール	7
6 参加資格	8
7 参加表明書等様式の交付場所及び交付方法	9
8 参加表明書等の提出	9
9 プレゼンテーション及びヒアリング	10
10 現地見学会の実施	11
11 費用負担	11
12 設計業務契約	11
13 失格事項等	12
14 その他の事項	13

智頭町が計画している旧那岐小学校改修事業の設計者を選定するため、次により参加表明書等の提出を要請する。

1. プロポーザルの概要

(1) 目的

本プロポーザルは、那岐地区住民が地域の少子高齢化に伴う様々な課題を解決し、今後の社会の変化に対応できるような持続的で自立した運営に取り組む拠点として旧那岐小学校を改修するために設計者を選定するものである。また、関係者の意見調整を柔軟かつ適切に行いながら、高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定するために実施するものである。

(2) 名称

旧那岐小学校改修事業基本設計業務簡易公募型プロポーザル
(以下「プロポーザル」という。)

(3) 事業計画

令和2年度 設計

令和3年度 改修工事

(4) 施設情報

	改修前	改修後
建築用途	その他	その他
所在地	鳥取県八頭郡智頭町 大字大背205番地	鳥取県八頭郡智頭町 大字大背205番地
敷地面積	8, 095 m ²	8, 095 m ²

(5) 業務内容

- ア 旧那岐小学校改修事業設計業務
- イ 設計業者は、旧那岐小学校改修委員会へ出席し、関係者と協議調整を行うこと。

(6) 事業内容

ア 旧那岐小学校改修事業設計業務基本コンセプト

今回の改修は以下のコンセプトを踏まえたものとする。

○世代を超えて集う場

那岐地区では、旧那岐小学校を利用して敬老会や運動会、スポーツ大会、婚活イベント、など様々な行事が行われている。しかし、決まった行事や会議が開かれるのみで日常的な利用者は少ない現状を踏まえ、改修後は区高齢者の居場所と地域の子供の成長、世代間交流の場づくりの提供、観光客と地域住民の交流促進を図る。

○安全・安心な地域の拠点施設

那岐地区は智頭町の6地区ある中で唯一防災マップを全集落が作成し、独自の避難訓練を実施するなど共助による地域づくりを実践し、防災意識が高い地区である。また、地区内の15集落中8集落が小規模高齢化集落となっており、高齢者が多い地域である。そのため、災害時に避難所として活用する際、幅広い世代が快適に利用できる施設となるようユニバーサルデザインやバリアフリー化を施し、防災機能を備えた地域の拠点施設としての整備が求められる。

○ 持続可能な地域運営

現在、旧那岐小学校はいざなぎ振興協議会が活動拠点として管理し、空き教室を利用して、2社のテナントが入っており毎月収入を得ている。また、本町もいざなぎ振興協議会へ毎年運営にかかる補助金（申請から10年間）を交付しているが、来年度の交付で終了となるため自立した地域経営の確立が求められている。そこで、那岐地区を訪れる人をターゲットにした宿泊システムを構築し、短期長期滞在どちらにも対応できるような整備が求められる。加えて、シェアキッチンやシェアリビング、レンタルスペースなどを整備し、宿泊業以外の収入を得ながら自立した運営を行う。

以上のコンセプトの他、今後さらに進むことが予想される少子高齢化、過疎化等の社会状況の変化する中、地域や将来像を見据えた地域の中核施設として柔軟に対応できるよう配慮する。

イ 改修想定規模

本要領1（7）参考資料 エ 図面（現状・改修予定箇所図）を参照。

構造・階数：校舎は2階建て以内とし、その他については特定しない。

ただし、建築基準法等関係法令に適合すること。

以上を含めた校舎、駐車場等とする。

ウ 地域指定等

- ・都市計画区域：指定なし
- ・用途地域：指定なし
- ・建ぺい率：指定なし
- ・容積率：指定なし
- ・防火地域の指定：指定なし
- ・その他の指定区域：指定なし
- ・供給処理施設：上水道：井戸水、下水道：農業集落排水、ガス：JA
- ・設計積雪量：1.3m

(7) 参考資料

参考資料は、智頭町ホームページから入手するものとする。

- ア 智頭町・旧那岐小学校利活用コミュニティ施設計画策定ワークショップ成果品
(平成30年度)
- イ 第7次智頭町総合計画
- ウ 第2期智頭町総合戦略
- エ 図面(現状・改修予定箇所図)

2. 主催者及び事務局

(1) 主催者 智頭町

(2) 事務局 智頭町 企画課 安道

〒689-1402

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

電話：0858-75-4112

FAX：0858-75-1193

E-mail : t-andou@town.chizu.tottori.jp

智頭町ホームページ：<http://cms.sanin.jp/p/chizu/kikaku/>

3. 審査委員会

参加表明書等の審査は、旧那岐小学校改修事業設計業務簡易公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

4. 選定概略

設計者を選定するにあたり、参加表明社数により審査方法を以下の通りとする。

○参加表明社数が10社未満の場合

(1) 審査

第1次審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員は参加表明書等を審査し、参加表明書等のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、優秀者1者を選定する。

○参加表明社数が10社以上の場合

(1) 審査

ア 第1次審査（書類審査）

審査委員会において参加表明書等を審査し、第2次審査のヒアリング要請者として数者を選定する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会は、第1次審査により選定された者を対象に参加表明書等のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、優秀者1者を選定する。

(2) 評価基準

審査委員会は、旧那岐小学校改修事業設計業務基本コンセプトの理解度及び参加表明書等の内容を重点にした評価基準に基づいて選定する。

※評価は4段階評価とする。

A：特に優れている（配点×100%）、B：優れている（配点×70%）

C：仕様の要件を満たしている（配点×40%）

D：仕様の要件を満たしていない、不明瞭（配点×0%）

評価項目	評価事項	配点（合計100）
------	------	-----------

1 事務所の実力 (業務経歴等)	技術者数、有資格者数、主要業務実績数	1 5
2 担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	総括責任者及び主任担当技術者等の資格・経験、業務実績、繁忙度	2 0
3 担当チームの対応 (業務の実施方針、取組体制及び提案等)	①業務の理解度 ②業務の実施方針の妥当性 ③取組意欲	6 5

5. 実施スケジュール

期間の表示のあるものは、午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うものとする。

区分	項目	日程
第1次審査	実施要領、参加表明書等の公表	6月9日(火)
	質疑受付	6月9日(火) ～6月16日(火)
	現地見学会	6月15日(月)
	質疑回答 (町ホームページ掲載)	6月17日(水)
	参加表明書等の提出期限	6月22日(月)
	技術提案書等の提出期限	6月26日(金)
	審査委員会	7月3日(金)
第2次審査	結果発表(公表・通知)	7月7日(火)予定
	プレゼンテーション及びヒアリング	7月10日(金)
	結果発表(公表・通知)	7月13日(月)予定

※参加表明社数が10社未満の場合1次審査日に2次審査も実施（本要領4. 選定概略）

6. 参加資格

(1) 単独企業として参加する場合

次に定める全ての要件を満たしていること。

- ア 智頭町の生活圏内である智頭町、鳥取市、西粟倉村に本店、支店、営業所等の事務所又は事業所を有しており、智頭町における設計業務に係る入札参加資格者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

- ウ 平成21年4月以降に日本国内で竣工した建築物で、総括責任者が実施設計を完了した延床面積700m²以上の宿泊施設の新築、増築又は改修をした実績を有すること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。
- オ 参加表明書等の提出時において、智頭町から指名停止の措置を受けていないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っている者でないこと。

（2）特定共同企業体として参加する場合

ア 特定共同企業体の構成員の要件

次に定める全ての要件を満たしていること（ウについては、共同企業体を構成する者のうち、1者以上が要件を満たしていれば可とする。）。

- （ア） 智頭町の生活圏内である智頭町、鳥取市、西粟倉村に本店、支店、営業所等の事務所又は事業所を有しており、智頭町における設計業務に係る入札参加資格者であること。
- （イ） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- （ウ） 平成21年4月以降に日本国内で竣工した建築物で、総括責任者が実施設計を完了した延床面積700m²以上の宿泊施設の新築、増築又は改修をした実績を有すること。
- （エ） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。
- （オ） 参加表明書等の提出時において、智頭町から指名停止の措置を受けていないこと。
- （カ） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っている者でないこと。

イ 特定共同企業体の構成員の組合せの要件

次に定める全ての要件を満たしていること。

- （ア） 構成員は3者以内とし、智頭町内に本店を有する者が1者以上含まれていること。
- （イ） 一の企業が2以上のプロポーザルに参加する特定共同企業体の構成員

となっていないこと。

ウ 特定共同企業体の構成員の出資比率の要件

最小出資比率は、2者の場合は30%、3者の場合は20%とし、代表者の出資比率は50%以上であること。

7. 参加表明書等様式の交付場所及び交付方法

参加表明書等（様式）は、智頭町ホームページから入手するものとする。

<http://cms.sanin.jp/p/chizu/kikaku/>

8. 参加表明書等の提出

（1）参加表明書等の提出期限 令和2年6月22日（月）必着

ア 提出書類

- （ア） 参加表明書 （様式1）
- （イ） 設計業務特定共同企業体結成届 （様式2）
- （ウ） 設計業務特定共同企業体協定書 （様式3）

イ 提出方法

提出期限までに持参又は郵送すること。郵送の場合は配達証明付き書留郵便とし、提出期限必着のこと。

ウ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本（複写）1部の計2部とする。

エ その他

参加資格の確認を行い、資格要件を満たしている者に対し技術提案書提出用の整理番号を通知する。整理番号の付与を受けていない者の技術提案書提出は認めない。

（2）技術提案書等の提出期限 令和2年6月26日（金）必着

ア 提出書類

- （ア） 設計事務所の概要 （様式4）
- （イ） 設計事務所の主要業務実績 （様式5）
- （ウ） 設計事務所の主要業務実績詳細 （様式6）
- （エ） 総括責任者の業務実績等 （様式7）
- （オ） 総括責任者の主要業務実績詳細 （様式8）
- （カ） 受託した場合の各担当主任技術者の業務実績 （様式9）
- （キ） 協力事務所の内容等 （様式10）
- （ク） 技術提案書（業務の実施方針等についての提案） （様式11）

イ 提出方法

提出期限までに持参又は郵送すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵

便とし、提出期限必着のこと。

ウ 提出部数

紙 媒 体 8部（左上1箇所をステープラー（ホチキス等）留めとする。）、電子媒体 1部（CD-R又はDVD-R）

（3）参加表明書等に関する質問書の提出期限

令和2年6月16日（火）必着

ア 参加表明書等に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式12）を作成し、事務局に持参又は郵送すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限り、質問書の提出期限必着のこと。

イ 電話、FAX、口頭及び電子メール等による質問は、受け付けない。

ウ 質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、智頭町ホームページに掲載する。

9. プレゼンテーション及びヒアリング

第2次審査となるプレゼンテーション及びヒアリングについては、別に定める。

10. 現地見学会の実施

（1）日時

令和2年6月15日（月）15時から17時まで

（2）会場

旧那岐小学校（智頭町大字大背205番地）

（3）参加方法

令和2年6月15日（月）14時30分までに旧那岐小学校の正面駐車場に集合し、受付において名刺を提出すること。なお、参加者は、各社2名までとする。

（事前申込みは、不要）

（4）その他

現地見学会における質疑は、受け付けない。建物や周辺環境の写真撮影は可とするが、個人情報を含む場面は不可とする。

11. 費用負担

参加表明書等の作成及び提出に要する費用等その他本プロポーザルに要する経費は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。

12. 設計業務契約

(1) 契約の締結

智頭町は、最優秀となった者と旧那岐小学校改修に関する設計業務の契約交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、優秀者を契約交渉の相手方とする。

(2) 業務名

旧那岐小学校改修事業設計業務

(3) 契約期間

契約日から令和3年3月25日（木）まで

(4) 業務内容

設計業務は、智頭町が定める契約書のほか特記仕様書に基づいて行うものとする。また、旧那岐小学校改修委員会（仮）に出席し、関係者と協議調整を行うものとする。

(5) 発注者

智頭町

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 委託金額の支払

ア 前払金 する（前払保証を要す。）契約金額の10分の3以内
イ 部分払 しない

(8) 契約保証金

契約金額の100分の10以上納付する。ただし、智頭町財務規則第105条第2項第1号又は第2号又は3号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(9) 契約金額

最優秀となった者は、基本設計業務委託の見積書（様式は任意。消費税及び地方消費税込み）を提出すること。

なお、本業務委託契約に係る予算は、24,334千円（消費税込み）を上限とする。

(10) その他

具体的な設計業務の実施に当たっては、技術提案書に記載された内容を反映させるほか、智頭町との協議に基づいて実施するものとする。

1.3. 失格事項等

- (1) プロポーザルの審査委員会委員及びその家族が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は、参加できない。
- (2) 参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野（総括、意匠担当を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の

所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。

- (3) 参加表明書等を提出した者が審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは、失格とする。
- (4) 参加表明書等が次のいずれかに該当するものは無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一若しくは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (5) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、智頭町から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を取り消すこととする。

1.4. その他の事項

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、事務局とする。
- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却は、しない。また、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (3) 参加表明書等は提出後の差し替え及び再提出は、認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であることについて智頭町からの了解を得なければならない。
- (4) 第1次審査及び第2次審査は、非公開とし、審査結果及び講評は、原則として公表する。
- (5) 第2次審査におけるプレゼンテーションは、パワーポイントを用いたパソコン操作による内容説明も可とする。
- (6) プロポーザルの結果、最優秀者等となり設計業務を受託した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合は、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
- (7) 提出された参加表明書等は、必要に応じて公開する。